



◆◆ レンタカーの免責補償について ◆◆

【保険】

お貸しする車両には以下の金額を限度とした保険等による補償がついております
ただし、弊社貸渡約款に違反する事故、保険約款の免責事項に該当する事故および
警察の事故証明が取得できない場合の事故の損害額はお客様のご負担となります。

※免責金額とは、保険会社がカバーしない金額のことで運転者(お客様)自身が
支払わなければいけない金額のことです。

- 対人 1名につき無制限(自賠責を含む)
- 対物 1事故につき無制限(免責金額50,000円)
- 人身損害補償 1名につき200万円まで(死亡時)

搭乗者の自動車事故によるケガ(死亡・後遺障害を含む)につき、運転者の過失割合に関わらず
損害額を補償いたします。

(限度額200万円:治療費を含む損害額は保険約款に定める基準に従い算出します。)

車輛補償 1事故につき車両時価額まで(MINIVAN-2クラス 免責金額100,000円)

(MINIVAN-2クラス以外は車両保険の加入はございません。車の修理費は自費となります。)

【免責補償制度】

この制度に加入されますと、保険・補償制度の **お客様負担額のお支払いが免除されます**。ご予約時または
出発時にお申し込みください。

※貸渡手続き後の加入、解約はできません。

【ノンオペレーションチャージ(N.O.C)】

レンタカー使用中に、万一事故・盗難・故障・汚損・臭気により、車両の修理・清掃等が必要になった場合
その期間中の営業補償の一部として損傷等の程度や修理期間に関わりなく「ノンオペレーションチャージ(N.O.C)」
を申し受けます。

※免責補償制度による免除額にはノンオペレーションチャージ(休業補償)は含まれません。

- 自走して予定営業所へ返車された場合(自走可能) . . . 20,000円
- 自走できず予定営業所へ返車されなかった場合 50,000円

■補償されない主な内容■

- ・警察への届け出および営業所への連絡がなかった場合(含む無断示談)
- ・無謀事故(故意による事故など)
- ・無免許運転、酒酔い運転、薬物使用中の運転によるもの
- ・貸渡契約の際、契約書に記載された方以外の方が運転して起こした事故
- ・事故が相手方の責任によるもの
- ・貸渡時間の無断延長中の事故
- ・お客様の過失によるタイヤの損傷、およびホイール破損時のタイヤ代、ホイール代、
修理交換費、車両移送費
- ・ホイールキャップ、付属品の損傷。紛失
- ・車内の汚損(匂い等含む)
- ・海や畑、冠水場所など車両が損傷すると思われる場所での走行
- ・油種を間違えて給油された場合
- ・その他お客様の使用、管理上の落ち度があった場合
- ・キーの紛失、水没等によるスマートキーの損傷(実費請求申し上げます。)